

2018年 法改正 雇用保険法

届出に関する改正

雇用保険法施行規則14条（被保険者の氏名変更の届出）

雇用保険の被保険者の氏名の変更があった歳は、「速やかに」行うことが必要でしたが、事業主の事務手続きの簡素化の目的で、下記①～⑩の届出及び支給申請の際に併せて行うことが可能になりました。

（平成30年3月30日施行）

改正前	改正後
事業主は、その雇用する被保険者が氏名を変更したときは、速やかに、雇用保険被保険者氏名変更届（様式第四号。以下「被保険者氏名変更届」という。）に運転免許証、健康保険の被保険者証その他の氏名の変更の事実を証明することができる書類を添えて、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。	事業主は、その雇用する被保険者が氏名を変更したときは、当該被保険者に係る次の各号に掲げる届出又は当該被保険者が当該事業主を経由して行う支給申請手続きの際、雇用保険被保険者氏名変更届（様式第四号。以下「被保険者氏名変更届」という。）に運転免許証、健康保険の被保険者証その他の氏名の変更の事実を証明することができる書類を添えて、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。 ① 被保険者でなくなったことの届出 ② 雇用継続交流採用職員に関する届出 ③ 被保険者の転勤の届出 ④ 被保険者の個人番号の変更の届出 ⑤ 被保険者の育児休業又は介護休業開始時の賃金の届出 ⑥ 被保険者の育児又は介護のための休業又は所定労働時間短縮の開始時の賃金の届出 ⑦ 高年齢雇用継続基本給付金の支給申請手続き ⑧ 高年齢再就職給付金の支給申請手続き ⑨ 育児休業給付金の支給申請手続き ⑩ 介護休業給付金の支給申請手続き

新設

附則1条の3（被保険者となったことの届出等に関する暫定措置）

マイナンバー導入に絡んだ新設の条文です。

平成28年1月1日以後に次の各号に掲げる届出又は支給申請を行った事業主又は被保険者は、当該届出又は支給申請手續に係る被保険者の個人番号について、当分の間、当該各号に規定する規定にかかわらず、個人番号登録届(様式第十号の二)をその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することができる。

- ① 被保険者となったことの届出
- ② 被保険者でなくなったことの届出
- ③ 高年齢雇用継続基本給付金の支給申請手續
- ④ 高年齢再就職給付金の支給申請手續
- ⑤ 育児休業給付金の支給申請手續
- ⑥ 介護休業給付金の支給申請手續